

報 告 事 項

令 和 5 年 3 月 定 例 会

令和５年３月岡崎市議会定例会報告事項目録

報告番号	件名	ページ
7	和解及び損害賠償の額を定める専決処分について	5

令和 5 年報告第 7 号

和解及び損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 3 月 22 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和5年3月8日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

1 事故の概要

(1) 日時

令和5年1月10日午前11時頃

(2) 場所

岡崎市竜美台一丁目5番地2地先の市道竜美丘101号線

(3) 内容

西進中のごみ収集車が交差点に進入した際、一時停止を無視して北側から交差点に進入した相手方自動車と接触し、当該自動車の前部バンパー、ヘッドライト、ボンネット等を損傷させた。

2 損害賠償額

77,074円

3 和解条項

- (1) 岡崎市と相手方は、本件事故により、岡崎市に金553,905円の、相手方に金385,369円の損害が生じたことを相互に確認する。
- (2) 岡崎市と相手方は、本件事故に関する過失割合が、岡崎市20パーセント、相手方80パーセントであることを相互に確認する。
- (3) 岡崎市と相手方は、本件事故に関する損害賠償額として、岡崎市は、相手方に対し、金77,074円の、相手方は、岡崎市に対し、金443,124円の各支払義務があることを相互に確認する。
- (4) 岡崎市は、相手方に対し、(3)の金員を、相手方の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は、岡崎市の負担とする。
- (5) 相手方は、岡崎市に対し、(3)の金員を、岡崎市が発行する納付書記載の納期限までに、岡崎市の指定する方法により支払う。支払いに要する費用は、相手方の負担とする。

- (6) 岡崎市と相手方は、本件事故に関し、岡崎市と相手方の間には、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

